

特集 ▼ 〈聖書協会共同訳〉 聖書を読む

辻 学

つじ・まなぶ

「福音と世界」
2019年7月号

「聖書協会共同訳」

—新しくなれなかつた新翻訳

昨年十二月に刊行された新翻訳聖書、「聖書協会共同訳」は、「31年ぶり、ゼロから翻訳。」という帶の宣伝文句に反して、実質的には新共同訳聖書の改訂版に留まっている。確かに、大小さまざまの訳の改変が見られるし、新共同訳に見られた奇妙な訳文を改善した点は大いに評価できる。たとえば、「キリストにあつて」というパウロの常套句（ローマ六・一一他）を新共同訳が「キリストに結ばれて」としていたのは直されている。また、「神の靈」を指すと思われる時にノノカギ（鷹の爪とも言うらしい）をつけて「靈」と表記していたのも改められている。だが新共同訳からの改変箇所は、少なくとも新約に関する限り、「新翻訳」と呼ぶには極めて少ないし、文書名や固有名詞も、新約ではまったく変更されていない。

い。

日本聖書協会は、新翻訳と同時に、『聖書 聖書協会共同訳について』という小冊子を発行しており（協会のウェブサイトよりダウンロード可）、その中に翻訳者名が挙がっている。筆者の名前もそこにあるのだが、正直言つて、「翻訳者」と呼ばれることには戸惑いを覚えずにおれない。というのも、自分が作成し提出した訳文は、刊行されたものとあまりにかけ離れているからである。おそらく、「翻訳者」の多くが同じ気持ちだと思う。訳文は第七稿まで作られ、それから最終稿が決められたのだが、「翻訳者」が直接関わっているのは第三稿までである。我々はまれしく「ゼロから翻訳」した。その意味では、帶の宣伝文句は間違っていない。にもかかわ

らず、できあがつた翻訳は、新共同訳に手を入れた程度といつて過言ではない物になつてしまつた。

日本聖書協会は、新翻訳聖書の発行に先立つて、第七稿を「パイロット版」として試験的に頒布している（二〇一五年十一月～八年一月）。これは、「編集を終えた第七稿をより多くの読者に見ていただき、広く意見を求めるために、導入」された（前記小冊子8頁）。興味深いのは、パイロット版の訳文と最終稿のそれにはかなりの違いが見受けられることで、つまり新共同訳に大幅に近づけたのは、このパイロット版と最終稿の間の作業だったのである（この作業を誰が担当したかは、前記小冊子でも明らかにされていない）。

この最終作業がかなりの突貫工事だったことは、エステル八・一〇で「モルデカイ」を「モデルデカイ」と誤植していることや（パイロット版では「彼」だった）、ルビにも誤りが多いことからわかる。現場で時間に追われながら作業した人たちの並々ならぬ苦労が偲ばれる。おそらく、校正のための時間も十分に与えられなかつたのであろう。

問題は、なぜそこまでして新共同訳に近づける必要があつたのかということだが、まずはその前に、新翻訳で「新しくなつた」点に触れておこう。

「ピステイス・クリストゥー」の訳

前記小冊子は、「重要な訳語の変更」として二つの点を挙げている（11～12頁）。ヘブライ語の「ツアラート」と、ギリシア語「ピステイス・クリストゥー」の訳語である。まず後

者から見ていくことにしよう。

この語は従来、「キリストへの信仰」と訳されることがほとんどであった。しかし近年、このピステイスは人間が持つ「信仰」ではなく、キリストが有する「誠実、信実」と解するべきだという主張がなされ、議論の対象になつている。

新翻訳はその流れを考慮に入れて、いくつかの箇所で「キリストの真実」という訳語を採用した。そして、今回新たに導入した欄外注で「への信仰」という訳も可能であることを示すという手法をとつてゐる。だがまづかつたのは、①「限定した部分に限り」（小冊子11頁）そう訳したため、この概念をめぐるパウロの主張が一貫していない印象を与えてしまう結果になつたこと（この点は、吉田忍氏によるツイッター上で指摘に負つてゐる）、②「信実」ではなく「真実」と訳したため、他の語と紛らわくなつたことである。

①ガラテヤ二・一六を新翻訳はこう訳した。「人が義とされるのは……ただイエス・キリストの真実によるのだということを知つて、私たちもキリスト・イエスを信じました。これは……キリストの真実によつて義としていたくためです」（傍点辻）。そして、欄外注に「別訳」として「イエス・キリストへの信仰」も挙げている。だが同じガラテヤ書の三・八では、「聖書は、神が異邦人を信仰によつて義とされることを見越して」と訳されている。傍点部はどちらも同じピステイスである。異邦人の場合は「真実」でなく「信仰」によつて義とされるという解釈なのだろうか。ローマ四章では、「割礼なき者」の範例としてアブラハムが登場するが、

「こ」でも新翻訳はピステイスを一貫して「信仰」と訳している。

ところが、割礼の有無にかかわらず「信仰」によって義とされる場合もあるらしい。「この神は、割礼のある者を信仰のゆえに義とし、割礼のない者をも信仰によって義としてくださるのです」（ローマ三・三〇、新翻訳）。アブラハムについて語った四章を受けて「五・一でも新翻訳はこう訳されるを得ない——「このように、私たちは信仰によって義とされた」。原語は同じなのに、訳語が一貫していないせいで、パウロの義認論が不鮮明になってしまった。

もちろん、一つの語に常に同じ訳語を与えるべきではないわけではない。だが同趣旨のことを述べている箇所ではやはり訳語が一貫している必要がある。

このような訳にすることは、「一七教派・一団体から一名ずつ派遣された委員などから構成され、各教派・団体の意見を反映」する「検討委員会」（小冊子7頁）で合意した結果だという（12頁）。パウロ神学の解釈上非常に重要な問題を、専門家の釈義的議論ではなく、諸教派から派遣された代表者の話し合いで決めたわけで、そこには当然、教派の神学的立場が強く反映する。この中途半端な決定は、諸教派の「合議的翻訳」がもつ限界を露呈しているように思える。

②「真実」という訳語は、どうもローマ三・三などで口語訳や新改訳がピステイスをこう訳したことによると影響されているようである。だが、「真実、真理」を意味するアレーティア（ローマ九・一、一五・八他多数でそう訳されている）と紛らわし

いことは明らかであろう。

そもそもピステイスを「真実」と訳すことは適切なのだろうか。『広辞苑』（第七版）によれば「真実」とは「①うそいつわりでない、本当のこと、まこと。②（副詞的に）ほんとうに。全く。③〔仏〕あるがままであること。究極のもの。絶対の真理。真如」である。ここに「誠実、信実、信頼」といった意味を見て取ることはできない。逆に、リデル・スコットの希英辞典を見ると、ピステイスには“trustworthiness, honesty”や“faith, opp. sight and knowledge”といった訳語はあるが、「真実」に相当する語は見出せない。

実は、バイロット版では「信実」となっていた。「信実」には、「打算がなく誠実であること」（『大辞泉』）という意味もあるので、ピステイスの訳語としてはこちらの方が良かつたはずである。だが最終稿では、「信実」は捨てられ、「真実」が採用された。

「重い皮膚病」から「規定の病」へ

もう一つの「重要な訳語の変更」は、ツアラート（レビ三章など）を「重い皮膚病」（新共同訳）ではなく「規定の病」としたことである。前記小冊子はこう説明する。「規定の病」は「律法で規定された病」を意味し、皮膚だけでなく家や革製品についても同じ訳語を用いることとした。『規定の病』は「重い」「皮膚」という、原語にない意味を含まない点で、従来の「重い皮膚病」の訳語の持つ課題をある程度解決するものと考えています」（11頁）。

だが、それを言うなら、「規定の」も同じではないだろうか。「規定の病」は、注釈であつて、訳語ではない。新翻訳はツアラアトだけでなく、新約のレプラにもこの語を当てはめているが、レプラを「規定の」病と訳すことはさらに無理がある。たしかに、マルコ一・四〇以下の物語には、これがトーラーに定めのある病であることが前提されではいる。だがそれが常に当てはまるわけではない。トーラーの「規定」を常にレプラが前提しているわけではないし、読み手にそのことが期待されているわけでもない。

さらに問題なのは、「重い皮膚病」も「規定の病」も、この病がもたらした深刻な差別を覆い隠してしまうことである。それがハンセン病と異なることは示されるべきだが、この語が持つ差別的な響きは、隠されではならないはずである。この問題は、聖書に差別があつてはいけないのかという、より根源的な問いへとつながつていて。

ちなみに、レビ一三章にしてもマルコ一・四〇以下にしても、「清め」が問題になつていてることを考えれば、この現象

が「穢れ」として認識されていることは明らかである。また、人間の病としてのみ考えられているわけではないことも、レビ一三・四七以下からわかる。したがつて、「穢れ」(病気の場合)は「穢れ病」(けがやまい)のような訳語も考えられたであろう(同じく「翻訳者」であった須藤伊知郎氏のご教示による)。新改訳聖書は第三版以降、これを「ツアラアト」と音写しており、このやり方を支持する声もある。だがこの語は、現代ヘブライ語においても特定の病名を指すがゆえ、そのまま用いることは

適切でない(山森みか氏「旧約翻訳者」のツイート「二〇一八年一二月五日付」による)。

聖書の持つ差別が覆い隠されるという問題は、新翻訳が採用した「きょうだい」というひらがな表現(ローマ七・一ほか多数)や、「仕え女」(ルカ一・三八、四八)といった「政治的に正しい」訳語にも該当する。

「きょうだい」は、パウロ書簡における呼びかけなど、ギリシア語アデルフォイ(「兄弟」の複数形)の指す対象に女性も含まれると解釈できる場合に用いられている(小冊子には、この点に関する説明は見られない)。だが、女性が含まれるのかどうかの判断は解釈によるのだし(例、使徒一五・一。アンティオキア教会には女性はいなかつた? 同一五・七。使徒会議にいたのは男性だけだと決めてかかるだろうか)、「兄弟愛」は漢字なのに(ローマ一一・一〇ほか)、「きょうだいを愛し」はひらがな(ペトロ三・八)という矛盾も生じていて。女性がいても「兄弟」と呼びかけてしまうパウロの差別性を正そうとした結果生じたちぐはぐさである。

「仕え女」については、「女性の委員の意見を反映して、新共同訳で五三回用いられた『はしため』が聖書協会共同訳では『仕え女』に変わりました』(小冊子9頁)という。だが原語は「奴隸」(ドゥーロス)の女性形(ドゥーレー)である。ルカの当該箇所では、ドゥーレーの「低さ」が逆転されるということが重要なのだから(一・五一参照。主は「低い者を高くする」、身分の低い女性という意味がはつきりと出る「はしため」で良かったのではないだろうか。「仕え女」だと、かな

り意味が広くなり、低さと高さの逆転という趣旨が曖昧になるし、女性が差別的に扱われているという現実が覆い隠されてしまうよう思う。

新しくなれなかつた例

逆に、新共同訳から離れられなかつた例も見受けられる。

マタイとルカは、旧約のギリシア語訳（七十人訳）に頻出する、「見よ」（イドゥー）を意識的に多く採り入れることで、「聖書的」な雰囲気を醸し出そうとしている。口語訳と新改訳は、この「見よ」を訳出しようとしている——「見よ、東の方から博士たちがエルサレムにやって来て、こう言った」（マタイ二・一、新改訳2017）。

この「見よ」は、新翻訳の初期段階では訳出されていたが、後に削除されてしまった。「最近の談話分析の研究を踏まえて、省略して訳す場合のほか、文脈によって『さて、それでは、このとおり』などと訳す方針に改めました」（小冊子7頁）というのだが、最初の段階では訳出していたことが、「改めました」という表現によって証明されている。

けれども、ここで踏まえるべきは、マタイやルカが敢えてこの表現を使うことで示そうとした、旧約の語法との連続性だったのだから、勇気をもって訳出すべきだったと思う。実際、口語訳では訳出していたのである。

もつと残念なのは、「アーメン、私は（あなたがたに）言う」を意訳してしまったことである。イエスが自分の発言の前置きとしてこう宣言することはよく知られている。この宣言は、

本来相手の発言に対する同意として発せられる「アーメン」を、自分の発言の冒頭に置くことの意外さ、響きの「不自然さ」にこそ意味がある。

新共同訳はこれを「はつきり言つておく」と意訳していた。それに対しパイロット版までは「アーメン」を音訳し、この宣言の特異性を再現した。これは優れた試みだつたと思う。だが結局、最終稿では、「よく言つておく」と（フランシスコ会訳に倣つて？）「訳し直し」てしまつた。この音訳が「礼拝での朗誦にふさわしい、格調高く美しい日本語訳」（翻訳方針前文。小冊子16頁参照）に背いているとは思えないし、そもそも不自然に響くことにこそ、この宣言の意味があるのである。

新しくない新翻訳——旧「共同訳」の経験

冒頭で述べたように、聖書協会共同訳（とりわけその新約部分）は、当初の意欲的な翻訳にもかかわらず、最終的には新共同訳の改訂程度に留まつた。その背景にあるのは、「共同訳聖書」（一九七八年新約）の経験だと思われる。

口語訳聖書とは翻訳方針が大きく異なり（動的等価理論。小冊子2頁参照）、また固有名詞にも大幅な変更を加えたこの共同訳は、教会の内外から厳しい批判を受けることになつた。序言で、「教会の典礼や礼拝に用いることを第一の目的としたものではなく、従来の聖書に取つて代わるべきものではありません」と断つてあるにもかかわらず（ならばなぜそのような「試訳」に六年もの歳月と労力をかけたのかという疑問は残るが）、各方面から不評を買つたことに耐えかねて、日本聖書協会は

この「旧」共同訳を新約だけで断念し、急遽翻訳方針を改め（逐語訳に戻した）、「新共同訳」へと舵を切り直した。旧共同訳の旧約部門は、いきなり翻訳方針が変わり、逐語訳に改めさせられたのだから、その分量からしても、短期間のうちに大変な作業を強いられたに違いない。

旧共同訳の経験が一種のトラウマとなつたであろうことは、聖書協会がその存在を忘れようとしていることからもうかがえる。新翻訳の序文にはこう記されている——「日本聖書協会は設立以来、四種類の旧・新約聖書を翻訳刊行しました」。だがそこで挙げられているのは、明治元訳、大正改訳、口語訳、新共同訳であり、旧共同訳は黙殺されている（新約しか発行されていないから、というのであれば、それは大正改訳も同じことである）。

新共同訳は、旧共同訳の思わず不評から、急いで作られた新版であつた。そのため、翻訳方針が異なる旧共同訳の訳文を引きずつてある事例が散見される。それゆえ、今回はより良い共同訳を作ろうという気持ちが、日本聖書協会にもカトリックの側にもあつただろう。聖書協会は当初、「標準訳」という名称にする考えだったが、批判を受けたこともあって撤回し、その後名称は決まらないままだった。二〇一七年九月になつてようやく「聖書協会共同訳」と決めたわけだが（小冊子8頁）、まるでその名称に引きずられたかのように、中身は、新共同訳を若干改めた、いわば「新々共同訳」となつた。

この「新翻訳」が最終的に小さな改変で終わつたことには、

旧共同訳で経験した、大きな改訳によって読者に違和感を持たれることへの懸念が影響を与えたのだと筆者には思われる。だからこそ、初期の（第三稿までの）訳文、またパイロット版の訳文を大きく変えて、新共同訳へと近づける最終作業をしたのであろう。それがパイロット版を踏まえた最終作業の段階で生じたということは、パイロット版に対して寄せられた読者の反応が「保守的」なものだったからかもしれないが、何よりも、最終段階に関わった人々の（大きく変えない方が良いという）考證が反映した結果であることは間違いない。おそらく、そこには「共同」の相手であるカトリック教会の意向も影響していることだろう。

いずれにせよ、新翻訳聖書はここに陽の目を見た。だが同時に、「新共同訳」よりも「聖書協会共同訳」の方が新しいという、一般読者の混乱を招くような事態も新翻訳は生み出すことになったのである。

（本稿は、日本基督教学会近畿支部会「二〇一九年三月二六日」における講演に基づいている。）